

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 文化スポーツ部 文化推進課

番号 3

| | | |
|----------|-----------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 茅ヶ崎市開高健記念館における撮影に係る特別の設備等の制限 |
| 根拠法令及び条項 | | 茅ヶ崎市開高健記念館条例第12条 |
| 審査基準 | 関係条項 | 茅ヶ崎市開高健記念館条例第4条 茅ヶ崎市開高健記念館条例施行規則第4条、第7条、第10条、 第13条 |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | 法令上、又は構造上等問題がある場合は承認しない。 その他、特別設備のため個別具体的に対応。 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成15年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合は その理由) | 総日数 7日 (休日は含まない。) |
| | 設定等年月日 | 平成15年 4月 1日設定 (平成30年3月26日最終変更) |

(裏)

| | | |
|------------------|-----|--|
| 審 査 基 準 | 基 準 | |
|------------------|-----|--|